

# 岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障害者支援施設等感染拡大防止対策事業 実施要綱

## 第1 目的

障害者支援施設等において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、感染症の感染拡大・まん延防止の徹底を図り、障害者支援施設等のサービス提供を継続するため、障害者支援施設等を運営する事業者が行う施設や設備等の消毒に要する経費を支援することを目的とする。

## 第2 実施主体

本事業の実施主体は、県内において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業、同条第11項に規定する障害者支援施設において同条第1項に規定する施設障害福祉サービスを行う事業、同条第18項に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業並びに同条第7項に規定する障害児相談支援事業を行う者並びに同法第42条に規定する障害児入所施設及び同法第43条に規定する児童発達支援センターを運営する者（個人を除く。）（以下「障害者支援施設等を運営する事業者」という。）とする。

## 第3 事業内容等

- (1) 県は、障害者支援施設等を運営する事業者から提出された「岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障害者支援施設等感染拡大防止対策事業計画書」（様式1）に基づく施設や設備等の消毒に要する費用を補助する。
- (2) 県は、本事業により施設や設備等の消毒を行った障害者支援施設等を運営する事業者に対し、その実施状況について、「岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障害者支援施設等感染拡大防止対策事業実績報告書」（様式2）により、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して1月を経過した日又は当該完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告を求める。

## 第4 補助額

知事が認めた額

## 第5 補助率

10分の10

## 第6 その他

補助対象経費のうち、県から他の補助金等の交付を受けているものについては、本事業の補助対象としない。

## 第7 経費の補助

県は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。